

会 議 録

1 会議名

平成 29 年度 第 1 回上越市いじめ問題対策連絡協議会

2 説明（公開）

(1)上越市いじめ問題対策連絡協議会について

(2)上越市いじめ防止基本方針及び設置する組織と関係条例・規則について

3 協議（非公開）

(1)上越市のいじめ実態に基づくいじめ防止等のための取組について

(2)各委員所属団体のいじめ防止等のための取組について

4 その他（非公開）

5 開催日時

平成 2 9 年 6 月 1 9 日（月）午後 3 時 15 分から

6 開催場所

木田庁舎 4 0 1 会議室

7 傍聴人の数

0 人

8 非公開の理由

「個人に関する事項」を含む内容となる可能性がある協議のため非公開

9 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委 員：横山 正司、山本 条太郎、新保 和敏、渡辺 昌恵、内藤 祐子

岡村 功一、宮野 正則、岡田 龍一、藤井 清比古、横山 正夫
森 一夫、

- ・事務局：中野教育長、野澤次長、柳澤部長、澤田学校教育課長、手塚副課長、藤田管理指導主事、清水指導主事

10 発言の内容（要旨）

(1) 開会（公開）

司会（事務局） 本日はご多用の中、ご出席いただきありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から、平成 29 年度第 1 回上越市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたします。

(2) 委嘱状交付（公開）

司会（事務局） 初めに、委員をお務めいただく皆様に委嘱状を交付いたします。

(3) あいさつ（公開）

司会（事務局） 上越市教育委員会、中野教育長がご挨拶を申し上げます。

中野教育長 ただいま委嘱させていただきました委員の皆様におかれましては、
あいさつ ご多用の折、本日の協議会にご参加くださいましたことに、心から感謝申し上げます。

ご承知のとおり、いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、決して許される行為ではありません。

上越市では、児童・生徒に差別や偏見をなくし、他を思いやる心を育成するために同和教育を中核として人権教育を推進してきましたが、平成 7 年に中学生がいじめを苦にした内容の遺書を残して自らの命を絶つという痛ましい出来事が起きました。

このような出来事を二度と起こさぬよう、上越市では、子どもの命と人権を尊重した学校づくりを最優先に掲げ、学校における未然防止や早期発見、即時対応の取組を始め、「学校訪問カウンセラー」、「こどもほっとライン」を設置するなどして、児童・生徒や保護者からの相談を

受ける環境を整えてきました。

いじめは「どの学校、どの学級、どの児童・生徒にも起こり得る」問題であり、いじめに悩む児童・生徒を救うため、基本方針に基づき、学校、家庭、地域、その他の関係者が連携することが必要です。

本協議会が、「いじめを生まない、見逃さない、許さない」という意識を共有し、いじめの防止等に向けて各団体がベクトルを合わせて活動するための調整の場となることを祈念し、開会の挨拶といたします。

(4) 委員自己紹介（公開）

司会（事務局） ここで委員の皆さんから自己紹介をお願いしたいと思います。

自己紹介 各員委員順次、所属や業務概要等を踏まえ自己紹介を行う。

(5) 会長、副会長の選出

司会（事務局） 次に、会長・副会長の選出を行います。上越市いじめ問題対策連絡協議会及び上越市いじめ防止対策等専門委員会規則第 2 条第 2 項の規定で、「会長及び副会長は、委員の互選により定める」とされております。選出についていかがいたしましょうか。

皆様にご異議がなければ、事務局案をご提案させていただいてもよろしいでしょうか。

事務局としましては、上越市地域青少年育成会議協議会長の藤井委員から会長を、上越市民生委員・児童委員協議会連合会代表の小山委員から副会長をお願いしたいと考えております。本日、小山委員はご欠席ですがご内諾を得ております。

（異議なし）

それでは、藤井委員と小山委員から会長、副会長をお願いいたします。会長は席をご移動願います。それでは、協議会規則第 3 条の第 1 項の規定に基づき、以降の進行は会長からお願いいたします。

(6) 説明（公開）

① 上越市いじめ問題対策連絡協議会設置の趣旨について

② 上越市いじめ防止基本方針及び設置する組織と関係条例・規則について

司会（会長） 会長の藤井です。規定に基づき司会を務めます。よろしくお願いま

す。それでは、(1)上越市いじめ問題対策連絡協議会について、(2)上越市いじめ防止基本方針及び設置する組織と関係条例・規則についての説明を事務局お願いします。

説明（事務局） 資料1、2に基づき説明。

司会（会長） 今ほどの説明に対し、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら次に進ませていただきます。それでは、協議に入ります。(1)上越市のいじめの実態に基づくいじめ防止等のための取組について、事務局から説明をお願いします。

(7) 協議（非公開）

- ①上越市のいじめ実態に基づくいじめ防止等のための取組について
- ②各委員所属団体のいじめ防止等のための取組について
- ③その他

1 1 問合せ先

教育委員会学校教育課 TEL : 025-545-9244

E-mail : j-gaku@city.joetsu.lg.jp

1 2 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。